

平成30年度野辺地町人事行政の運営等の状況

野辺地町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）第6条の規定に基づき、平成30年度の野辺地町人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用と退職の状況（平成30年度）

区 分	採 用	退 職			
		定年退職	応募認定	その他退職	計
行 政 職	4 人	5 人	0 人	2 人	7 人
医 療 職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 行政職の定年退職者数及びその他退職者数は、北部上北広域事務組合への派遣職員3人を含みます。

(2) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

部 門	職 員 数		
	29 年 度	30 年 度	対前年 増減数
普通会計	116 人	120 人	4 人
一般行政	93 人	96 人	3 人
議 会	2 人	2 人	0 人
総務・企画	36 人	37 人	1 人
税 務	8 人	9 人	1 人
民 生	10 人	10 人	0 人
衛 生	13 人	13 人	0 人
労 働	0 人	0 人	0 人
農林水産	6 人	7 人	1 人
商 工	6 人	5 人	△1 人
土 木	12 人	13 人	1 人
特別行政	23 人	24 人	1 人
教 育	23 人	24 人	1 人
公営企業等会計	15 人	17 人	2 人
水 道	4 人	4 人	0 人
そ の 他	11 人	13 人	2 人
合 計	131 人	137 人	6 人

(注) 再任用短時間勤務職員を除く。

2. 職員の人事評価の状況

野辺地町職員の人事評価制度の概要

- ・評価期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

- ・評価項目

能力評価及び業績評価

- ・評価区分

評価項目ごとに点数化した上で、それぞれ5段階で評価します。

- ・評価結果の活用

勤勉手当の成績率及び昇給に反映させるほか、任用、分限などの人事管理の基礎として活用します。

3. 職員の給与の状況

(1) 職種別職員の平均給料月額等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	職員数	平均給料月額	平均年齢
全職種	137人	290,300円	39.8歳
一般行政職	100人	286,600円	38.4歳
税務職	9人	273,900円	36.2歳
医療技術職	1人	*	*
看護・保健職	9人	314,000円	39.2歳
福祉職	2人	254,600円	34.0歳
企業職	4人	305,700円	40.5歳
技能労務職	10人	315,900円	48.5歳
その他の教育職	2人	312,400円	38.5歳

(注) 個人情報保護の観点から、対象が一人の場合は「*」としています。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成30年度）

1週間の勤務時間	38時間45分	月曜日から金曜日まで (祝日法による祝日及び年末年始を除く)
1日の勤務時間	7時間45分	8時30分から17時15分まで (休憩時間 12時00分から13時00分まで)

(2) 休暇の取得状況（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）

主な休暇の種類	取得状況
年次有給休暇	一人当たり平均取得日数 9.3日 (取得率 24.7%)
病気休暇	取得者数 14人
産前・産後休暇	取得者数 1人

5. 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得状況（平成30年度）

休業の種類	取得者数	
	男性職員	女性職員
育児休業	0人	2人
育児短時間勤務	0人	0人
部分休業	0人	0人

(注) 前年度から引き続き取得している職員を含みます。

(2) その他の休業制度の状況（平成30年度）

休業の種類	取得者数
修学部分休業	0人
高齢者部分休業	0人
自己啓発等休業	0人

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成30年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0人	0人		0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人		0人	0人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人		0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
水難、災害等により生死不明、所在不明となった場合			0人		0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況（平成30年度）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は怠慢	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

7. 職員のサービスの状況

職員には、勤務時間中は職務に専念する義務が課せられていますが、法律又は条令に特別の定めがある場合は、限定的にその義務が免除されます。

また、職員は、任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする私企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業・事務に従事してはならないとされていますが、当町では、次に掲げるすべての基準を満たしている場合に限り、例外的に営利企業への従事許可をしています。

ア 職務の遂行に支障がないこと

イ その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

ウ 地方公務員法の精神に反しないと認められること

平成 29 年度における職務専念義務免除及び営利企業従事許可の状況は次のとおりです。

区 分	件 数	主 な 内 容
職務専念義務の免除	152 件	職員健康診断、スポーツ競技等役員派遣
営利企業等従事の許可 (非常勤職員除く)	2 件	地域自治団体監事、スポーツ指導者

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法に規定する職員の退職管理に関し、再就職者による依頼等の規制について必要な規則を制定し、適正な退職管理の運用に努めています。

<元職員による働きかけの規制>

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前 5 年間に在職していた所属の現職員に対して、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務に関する契約等事務について、働きかけをすることが禁止されています。また、再就職者は、在職中に自らが決定した契約・処分について、期間の定めなく、現職員へ働きかけすることが禁止されています。

9. 職員の研修の状況

(1) 内部研修 (平成 30 年度)

研 修 名	期 間	場 所	受 講 職 員 数
新採用職員庁内事務研修	平成30年10月2日	第3会議室	14 人 (29、30 年度新採用職員)
コンプライアンス研修	平成30年11月16日	議場	20 人 (主事補・主幹までの希望職員)

(2) 外部研修（平成 30 年度）

研修機関名	研 修 名		受講職員数
青森県自治研修所	基本研修	新採用者前期研修	7 人
		新採用者後期研修	7 人
		主事・技師研修	8 人
		主査研修	8 人
		主査第 2 部研修	2 人
		管理者入門研修	2 人
		課長研修	1 人
	選択研修	法制執務研修	4 人
		クレーム対応研修	2 人
		行政サービス最適化研修	1 人
		ロジカルプレゼンテーション研修	1 人
		わかりやすい話し方・説明のしかた研修	1 人
		W I N ・ W I N の交渉術研修	1 人
		ロジカルシンキング研修	2 人
タイムマネジメント研修	1 人		
市町村職員中央研修所	職員のメンタルヘルスとモチベーションの向上		1 人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（平成 30 年度）

検診等の種別	受診・受検者数
定期健康診断	70 人
日帰り人間ドック	71 人
脳検診	33 人
ストレスチェック	136 人

(2) 公務災害の状況（平成 30 年度）

区 分	件 数
公務災害	2 件
通勤災害	0 件

(3) 福利厚生

職員の互助組織として2団体（職員互助会／職員共済会）が組織されており、職員相互の親睦や人間ドック・脳検診の費用助成等を行っています。

2団体とも、組織の運営費は会員の会費だけで賄っており、当町からの公費負担はありません。

(4) 勤務条件に関する措置の要求等の状況（平成30年度）

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	1 件